秘註雄階七部集 乾

中村俊定文庫
文庫 18
967
1

原写本、薄様紙、松宮文庫蔵本

此書は天保十五年炉辺写本を文久二年大修補と甚だ加へたるものなり

文久秘註の二種は名つけたり

天保秘註は未刊国文古註釈大系十七編に収む　北小路建部

秘註俳諧七部集　壹卷

題書　桐外書入　北小路

中村俊定

○七部抄、寛保二年(一七四二)正月廿五日 師(吏登)曰 冬の日は蕉門の萬葉なり

京都帝国大学図書

秘註俳諧七部集巻之一

冬の日 註記

笠はも逢の為とかこふ衣乃浦の嵐ぞ秋の色なるかな　俊成

前文の詞は略

初雁に十二

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中村俊定文庫

朱印

切なく哥ぞへのうらさゝふありて一人ぞり
なしとみし其趣ありけりと書る也たるを
みとくべき風雅の本と見おしもりくまて見男
あるを季えなくそへかられ伊勢物語に
第十段に「むかし男むさしの國までまどひありき
けり さて其國にある女をよばひけり父はこと人にあ
はせむといひけるを母なむあてなる人に心つけ
たりける父はなほ人にて母なむ藤原なりけるさて
なむあてなる人にと思ひけるこのむこがねによみて
おこせたりける住む所なむ入間の郡みよし野の

。平家物語巻十に
「昔延喜第四の皇子
蝉丸の関の嵐に心
をすまし琵琶を
弾じ給ひし」

里なりける」此みよし野の里とあると
もとより此は安なる桜のみちれしよみえたるに
なりとよむハ此そ何とものはさかへなりと
いふ「昔をけると」いふことそ哥へ
一めくる所の趣も其ほか「はむ所なる（入間の郡の名）云之の説
をへれてなれは此説は哥によみよ雅とまらぬ
ちと御きえ料の注まて副の事なれは、すみて按
せむりとよむより哥へかゝる趣されば、翁の
言霊の常なるに「かまはさ」とは書きてもさとる
べし「梅さへ来れる都」の身は

○冬の日解 序文

都井翁翁ニ庵[illegible]の巻々は[illegible]より[illegible]うつりて種林の額の下に[illegible]ず、次韻二三翁庵 栗のたくひは[illegible]入て葛飾[illegible]の上[illegible]正風の[illegible]起る[illegible]冬の日[illegible]七部と称しける[illegible]春の日 曠野 猿蓑[illegible]家々の雅好まして[illegible]言[illegible]北枝、東花坊、麦林、支考、其外名家の聞書、希因[illegible]の両説[illegible]聞書[illegible]此冊を[illegible]包を[illegible]てこゝに[illegible]

寛政六寅仲春 木蔭庵

つくは[illegible]

[illegible]

天下一庸醫[illegible]

○冬の日[illegible]

○冬の日注解[illegible]

○麦水 貞享正風解傳書

春の日所[illegible]

鬼貫

○七部捜 寛保二年正月十五

○天明元年三槃の七部[illegible]

天明元年四年月巣序

[illegible]

○も郁[illegible]が利[illegible]
とけるとは口のうち
[illegible]と読
くせ[illegible]
[illegible]に[illegible]ト[illegible]
うつりせ

○大鏡、成美曰
八雲御抄巻三 [illegible]下に
[illegible]
古人の説せ[illegible]
[illegible]
人の[illegible]

○表[illegible]貞享[illegible]
誰か知る天下の[illegible]
山茶花の[illegible]者也
と云[illegible]尾州の里[illegible]

○向ひ通る[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]主水[illegible]
[illegible]

○表[illegible]貞享[illegible]
酒屋[illegible]古代の体
吉野[illegible]里居[illegible]の道[illegible]を見る形、

[illegible]法[illegible]すでに日本に[illegible]と[illegible]
[illegible]
知めて笠[illegible]山茶花の乱れ[illegible]
[illegible]と芭蕉[illegible]言[illegible]
[illegible]人のあ[illegible]
[illegible]
[illegible]山茶花[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]古[illegible]

雑ヤト
ハシルト
読ベシ
シノ字ヲ
カリタル也
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○表[illegible]貞享[illegible]
[illegible]句の心をかめ、十[illegible]夜をこめて
[illegible]野人の馬[illegible]

[illegible]

回[illegible]云
京都[illegible]に[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]と（天[illegible]一[illegible]の注
[illegible]

有[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]山茶花[illegible]
[illegible]の位[illegible]
[illegible]
笠[illegible]山茶花[illegible]
人倫の論[illegible]
論[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
重云

○閑なる人ありく所、酒屋の馬繋ぎもあるべし

云 [illegible]

前句の主水は [illegible]

大鏡

○麦水百亨正風解 [illegible] 馬に籠を付て [illegible]

[illegible]

○虹のはじめは日の匂ひかな 其角（[illegible]）

[illegible]

○升六 [illegible]

○麦水貞享正風解 [illegible]

○閑兵衛 [illegible]

[illegible]

○升六 [illegible]

○麦水、古俳諧

○閑 [illegible]

○升六 [illegible]

[illegible]

也

○関文、千年の昔、業平の子、元服の有様、髪をかきあげ、烏帽子を引かぶりたる人の姿、ともかく人の姿のさま

○秋、女、子、侍、尼、自の匂ひと、其他、平林の面影を残す所、在原中将、二条の后、宮、業平、

前の花は、平林の面影を残す所、在原中将、二条の后、宮、業平、

○麦水、尼の行状、

前句と自己

髪を絞り搾とは前句を自己の面影に仏ばかりしの

○冬の解関文、前句尼の異体、尼なり、前句尼、尼なり、仏なり、仏なり、実の盛花、花、業平、有の言葉、

○麦水、

俗のつくりしと乳をしぼり搾

私見

私は男、髪は女、つくも男、髪同居、髪は男、髪は女、男と女、

見事、助ち、男、主の間、枕、二、

かくまで、二句合して、不過、

の不幸を利用せ、

女、

髪と見て、

髪を結ぶ

○麦水、共場

今の幸ある

髪と見る男、乳を搾る

○麦水、食家俗びたる

○麦水、

○麦水、

○麦水、

○麦水、

○麦水、

○麦水、

○麦水、

○麦水、

○麦水、

○麦水、

○麦水、

○麦水、

○七部柳　伊勢山田のけうり屋ばとえふ所にこまと云女有、多うめりて立にうきえを立、行世と柳と多と殺その家に柳を小方柳と云

○萬内柳　住吉柳（四家が）（三所立）の句の麦水の俳中一巻に小方の柳と一万女郎、関小方、三の

○外宮冬日注連　受久多柳の附句柳万歩前の柳を伊勢の内宮と云

○春貧　五七日の内ろうそくを

○冬日注連　宮川　金持ちのうちゆ

○外宮冬日注連　是は伸

○春風　五七日の内ろうそくを

○春風　日世　りんぼう

○春風　日世　りんぼう

○春風　日世　冬別世、りんぼうと

○奏本頁ニ至ル有解
重上人…[illegible]…、
撰の…[illegible]…は…[illegible]

○閑の文…解
所の…[illegible]…所…の
人…[illegible]

を撰と…[illegible]…せたし
隣さらしけれ…[illegible]…ありける
「はなさかりとは人を…[illegible]…る心之薫…[illegible]…を横川と号す
谷一重に…[illegible]…さる裏の…[illegible]…居の…[illegible]…かすかなる
跡と…[illegible]…し

写本ニ附てあるもの

近衛つかさは北面の士の詰所なりけれ。大津其他の勤番の所に、又禁中にも北面の侍い勤番す。北面の…[illegible]…仙洞…[illegible]…なりけり

二の尼は近衛の北の…[illegible]…り…く
一の尼の…[illegible]…の上…[illegible]…の御…[illegible]…御…[illegible]…れ…[illegible]…野わ
て一脇二脇の尼…[illegible]…を一の尼二の尼と…[illegible]…近衛と
法禁中に近衛司と云て北面の侍の詰所…[illegible]…二の尼の…[illegible]
前の所に下り…[illegible]…人…[illegible]…常の人に…[illegible]…宮仕…[illegible]…也

大洋松註より

○前の文…[illegible]…解
○奏本頁…[illegible]…一の尼は女院…[illegible]…人が聞く、…[illegible]…二の尼こと…人、近衛は…[illegible]…の名所也、
西行…[illegible]…の種に近衛の…[illegible]

○外六冬日注解 武注に…[illegible]…人を…[illegible]…るの…[illegible]…を…[illegible]…人として君…[illegible]…ての時世
と解して其比…[illegible]…の句例に…[illegible]…八重山吹は二十…[illegible]…君は…[illegible]…椋子の時
…[illegible]…(其間たる二續く)

○外六冬日注解 …[illegible]…人
に非ず…[illegible]…の巻…[illegible]…の
…[illegible]…又奏…[illegible]…と…[illegible]
…[illegible]…居るを下りて…[illegible]
…[illegible]…院の君(位を下り)も
…[illegible]…尼は下り…[illegible]…佳の…[illegible]
…[illegible]…て、昔
…[illegible]…の…[illegible]

奉公…[illegible]…して近…[illegible]…に立帰り…[illegible]…と…[illegible]…其
…[illegible]…下り…[illegible]…人…[illegible]…上の尼と…[illegible]…其人情…[illegible]…二の尼
…[illegible]…の…[illegible]…と…[illegible]…宮仕の…[illegible]
…[illegible]…近衛の…[illegible]…の…[illegible]
…[illegible]…の…[illegible]…今
い其…[illegible]…の…[illegible]…衰…[illegible]…歎
…[illegible]…意…[illegible]…外…[illegible]

○閑の文…解
…[illegible]…尼の…[illegible]
…[illegible]
…[illegible]

外六文つづく

…[illegible]…其間…[illegible]…は…[illegible]…前る…[illegible]

外六冬日解 其…[illegible]…の文也

○麦水、今雪居をぶく

写本にあるもの

命婦は世中の落かり申候花も[illegible]に究仕すもん非す此の[illegible]氏お[illegible]もよく見きられや

茶の[illegible]あつ[illegible]の[illegible]は[illegible]の[illegible]
君[illegible]の世[illegible]れ[illegible]度[illegible]の煙
の[illegible]（[illegible]婦達も[illegible]）[illegible]
[illegible]
の人の有[illegible]昔を[illegible]しみて[illegible]しく[illegible]と
[illegible]
て[illegible]
[illegible]
[illegible]

外六 冬日 詰伴 その ききの 文也

○冬日[illegible]文（[illegible]年）[illegible]
○冬日[illegible]（七部木[illegible]〔[illegible]七 卯年〕）[illegible]
○麦水、古物[illegible]の[illegible]

○[illegible]一座の[illegible]
○麦水、[illegible]時の根の[illegible]今に思ふ心

写本にあるもの

[illegible]皇の[illegible]車ヲ失と放ちたる儀同三司兄弟なとの[illegible]さまと[illegible]せたるか

とおして[illegible]
[illegible]
[illegible]根みの矢[illegible]
『[illegible]中[illegible]人の[illegible]』
[illegible]
[illegible]一座の[illegible]
[illegible]

外六の文

○[illegible]松、何[illegible]（大[illegible]）は中仙道赤坂の西[illegible]にて享保年中に[illegible]

[illegible]の[illegible]吹[illegible]
[illegible]

外六の文 世[illegible]

○蘭水、其伝はかくかくなりと今に附く
○麦水、美濃都上宮郡川[illegible]
白雲水共ふ、宗祇を白雲斎と云ふ也

[illegible]

○関の又八、近江の[illegible]井の流のまこと[illegible]二三丁西へ[illegible]

○麦水、美濃の[illegible]山の又八両と附[illegible]

○寛文六刊[illegible]集下巻一冊宗因[illegible]

○関の又八[illegible]

○世を[illegible]ふけ[illegible]

○麦水、[illegible]

○関の[illegible]

○麦水、[illegible]

○麦水、冬、枯に[illegible]

○麦水、何と云ふに白と付る。此は[illegible]也

前句をいへの中に[illegible]白[illegible]を白き[illegible]
[illegible]白[illegible]
白[illegible]しは[illegible]
[illegible]みさ[illegible]

○蘭[illegible]作し[illegible]
[illegible]麦[illegible]頁[illegible]
[illegible]鞭[illegible]
[illegible]

[illegible]の迷のすさ[illegible]し 鄧[illegible]
前句の[illegible]の[illegible]山[illegible]
[illegible]前句[illegible]
付を白[illegible]
て[illegible]地[illegible]ると[illegible]
[illegible]前る見[illegible]

[illegible]果了の[illegible]は、

○麦水、蜀帝の水に死したるとの心

○七部披、是曲節の[illegible]也
いつぞや[illegible]
ことは[illegible]
[illegible]
[illegible]の有[illegible]

○麦水、秋を付るの、漏刻の水、夜永き謎ありけり、

○七部披、謎と云ふをとがめて
秋の夜長[illegible]
[illegible]
[illegible]

○七部披が[illegible]義なるの巻
盧同の[illegible]に[illegible]
を作る人を李白[illegible]と
[illegible]に云ふ

此れ一斛[illegible]
前句の[illegible]吐[illegible]
[illegible]
月東の李白[illegible]
日本と[illegible]古人の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]日本李白と[illegible]

[illegible]

○聞文多方 所

開元遺事曰 汝陽王璡嘗
戴砑絹帽打曲上自摘紅
槿花置帽上遊滑久
而方安曲終花不落
上嘆曰花奴

○聞文多方 行
袖中集ニ 今者の時

○素以言 行
十牛の心、

木槿を [illegible]

『琵琶打』

牛の [illegible]

大牛 [illegible]

木槿をはさむ琵琶打と、
大牛さへ [illegible]
琵琶の [illegible]

木槿 [illegible]
牛の [illegible]
杜甫

○聞文多方 行
○三 鯨は [illegible]

意味深の深きを知りて仏像を施して布施を行ずるを出て神の
仏法を信ずる鮮なるものの命ひろくしと願ずるなり
秋ずの月の夕べ 栗むく 夕べ
『訓句の意を暫く考えて好の色を祈れば能生』
子を産とあるを阿こはいかくとの句を
めて男のための祈はなんと云う女の陰を思よ
せよ

けふの月の眉かな 柳

○眉かくは拂ふにして刈るとも云ふ

○漢張敞 眉を画てやりし故事あり

柳註

『前句の姉と妹の時を除て四季共に妹の
四しの殿は宮仕して居る体 それ程なれば年の
なりとおきたくあれ 君の為を祈るやうにて
親まつかんと子を祈るん姉を年ちかくいます
世間尋ね何気なく眉書をやとも抜けなとなら
ある所なれも其の書の眉書をやと妹の心なれ
妹の書あるればいかんと付るを此句
の立表は何気なく見えて内に隠して
結ひとくに眉なる 高賀の句 柳

○関西文学 柳 暫くと云ふ 落する 用を見て 年 ゆるる

○少し語いたるみたる 外の文句 也

○関の長の説　眉くもと言ふ　法を用ゐる人

前句のまゆ墨の人の車をもぐ古都の
秋とんし　錦一立をつらみ居の長なる金のるさ風
柳の柳の上る佛物とく秋の風　て墨井を
廊下と言ふ　サカルを居
居と言　錦物也

大錦何処考

○関の長の説　弟子の少数つくる也

「温疾大切の間　古き
湯屋と住て常ん
ばり湯をたてかける」
（俳諧　あ朝　主筆　主筆）

「前句の居湯を廊下とくみ其廊下の長さの多の
もの多くを年ごとに丈を陰つくり作りる者
のゆゆしきるは世をめたて
あり。は下り居りは、もどりてある」

○関の長の説　杜子美か　老大非傷寒拂衣とつる侍の高吟を合せる前書也

「関の長の説　年毎の寒あ空の
歌　雪を珍しと見て身
こそ　ゆ狂ける」

「世をなる世の説　杜子論
世を四大事の内　長と見て年を世を陰さく
世住を通れ　くく　拂衣　帰る　とる　意位
世とい　世なる（さ　の　とはよく　巫　ます
べてい　ゆ　弱は　上　く　ゆ　さ　ゆ
ものとつるより　陰者　帰　とる　ゆ
志　世　世　ものみ世　ものくけ

木瓜(?)

[illegible]（全く動[illegible]より[illegible]文字[illegible]青あり）

○寛文六年[illegible]観想の句也

○[illegible]

まだと

[illegible]の食

[illegible]

○七新[illegible]まれの[illegible]を付出し

○[illegible]

寛文が云へり

元禄十二年[illegible]

[illegible]

天保 秋 記

[illegible]

（花のさく[illegible]）

[illegible]

○関[illegible]都て四月[illegible]有心の[illegible]是[illegible]

鳴く 啼く 鳴く

世をむすぶ[illegible]

の[illegible]

[illegible]

野菊[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

塵が月 袖[illegible]

天保 秋 記

閑文は仲麿、本文自ら記すと附會せり

麿の月の日の
月の日の春の
鞨鞨をうつ
のつる帰る
京の面影
松もとれる
京師に
京住
桃園
とあり
正平

[illegible] 男の[illegible]を[illegible]人は実方朝臣
の[illegible]実方朝臣は長徳四年[illegible]
の[illegible]五月[illegible]けれは[illegible]
[illegible]朝臣の御[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]長徳元年正月廿三日[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]世の[illegible]
推[illegible]て[illegible]実方の[illegible]とや

写本 宝永 長徳元年十二月に 長徳四年[illegible] 下りしと考ふべし

大鏡 長保元年 とあり 大鏡より 写す一誤るべし

『関文参らす行（寛政六年）『田螺の如月の空を啼くと思ひよせて人情を写し、みちのくのを思ひ出して[illegible]』

（素行の筆は七部本担当 一字も違はず書いてあり 寛政七年 関文参らす解題（一世）

全部 七部本担当 校正ト

全部大隈何丸の文也

[illegible]月を[illegible]

関文参らす行 唐詩五絶 長干行の事を思ひ

[illegible]

[illegible]は[illegible]
の[illegible]
[illegible]
[illegible]
『[illegible]女[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

実方の事跡 扶桑[illegible] 故事[illegible]

松註

○外ニ、冬日注記ハ、他兼在

盈、兜

○大鏡ハ、恋ヲ反対シ、用性不要ノ法ニ始ラレ、恨ミテ、堅ク禁ズ

○国ヲ傾ケ、敵ノ首ヲ送ラントス。

○外ニ冬日注記

略注の方外

○外ニ冬日注記

逆逆の体

是他人ト云フ

側ノ

の体ヲ

身ヲ

賀者の挙動

外の文方

○外六白例の千歳一度さえ
○周の子の緋
海人のひいきより
かいりは物食べて

世に知られぬ事と思ひよそ
なれど家に帰りて
ものを見るに形を作りなる物の名
望の物を買人のひいきより

こつ〜とのみ地べたをゆるし　夏の
『こつ〜とのみの附句者と用ひ』
る地べた物語の秋風を
初花の世をも物語
『みちのくの世と』

北国
のいらめしく
世界の秋を今初めのみも
夏の月を石碑をみちのくの
物のすがたを

○周の子の緋
部　夕の白雲
花の世とそ
紅ひ山
ひさご集『入の
目立れる人と
物語る中に

と紀者
紅の
ひさご集『中の
花咲る

○外六白例の千歳一度さえ
○周の子の緋
海人のひいきより
かいりは物食べて

女童

せ
と紀者
物語
物語

○周の子の緋
又たとえられた乗
物語者の公界の心
道門当季の御は
考ると
○外六白例の千歳一度さえ
物語

大鏡学笠の諸

乗
乗
乗

元ヲ二ノ位の表の部なる孫をん（俱舎）
俱舎等
伴みるいかるる位階の番号を表はし
号 紅 紅梅 て
『学起よとらかとと来ら女の何ち是の句は
とて『前の国』
もして表をよくいはせんとするもまして
号 紅梅 紅梅と
号 紅梅 紅梅
号 紅梅 紅梅
号 紅梅 紅梅

○対局　此の対局は四手附なるべし

○外古人の言伝　[illegible]

○碁水　自享保元年句解備考　[illegible]

○碁れ[illegible]の話　古碁[illegible]

○関[illegible]

○外古人の言伝　[illegible]

○元禄十五年艶士の
俳集
『竹もさゝで庚申の月
『月は庚申と同じ月
『月は庚申の月
『月は庚申の月
『月は庚申の

の国文学の研究　三ケの津とは都は下市花咲のほとりにて俗にてん越とまやくとなりて
白雪とたとへしとなり　三ケ津の花咲ることと
三越浜の例なること
三月三日
の節句なる　都の物
作り芽いわでつくべき
や

のみと唱つるの海を山あの中に二ツ松あり
徒をうたすると一つは白髭明神共一つは
作り明神と称し白髭は祇園の神
を祭り作り明神は伊勢の神
二神共中国に名高き軍
あり海陸ともやうるん作の書く矢すれん
白髭の乱者まは猶所の祇園
をみて白髭なる神の陸ちとひて勇み
ちつる軍おれ平まるまぶ時なるまりに
は側を使ひ三月三日とあるとして中ち近大樹

世の学者文を書を加へて大錦文集出版

行はれ老子の老子揃ひの装束を着し名強を
ちづまく作る物作りを列をかつて作る者
出る作る其物作りを撞き物作りの神
の神と称すと祭礼日に生る人見て
今い嘗て多い形ちの出でつるなる前日と称す
多軍のわとなる　年は書きる神
の所なるとの所なる　但書
今年おれつきまとう
書つたり

(白髭の)
(祇園)
(作り)
(毛を)
(祭)
(年)
(忠)
(作り)

○霧 霧は雨の白くたなびき見えて月の光を遮ること霧の如し

○大錢 何れは写実の面敬と漢字[illegible]

○霧水 霧は雨の霧なり

○標註七部集 和名抄に霧雨（ムロ）字典に小雨也

○濛保 再版（寛保元文の改）に濛シグレと書き誤りたり

諸書アラレとあり

○沐浴 十歩の間に月勿ちーぶとなりたり

自享三年三月日記 凉の巻 知漢堂に霧雨日（シグレ）潜雪

上は原本を編かめしと思ふ 然れども不住粧ぬ電光とあり

前句とは別の人の矢を負て

○天徒 北の門は通用出入口の門は業

義多前句は祝式なるべし

毎

『前日の狂人を如面の武士として相撲の者と相撲注

古歌の句を借たり』

「天の戸をおしあけしより雲間より神の月見えそめ

る事かく和るのうちかすみ　右行

『面の武士八重立出仕まし其一を妻とえて前句

の寄騰を所とし侍る変化こそ

妻捨くあひ世界の中に　相撲

よとの句を見立てなし』

『相撲のよく高みとゝ

の信

正平

『前日のまたまた相撲をみ侍るに附いる

了義の信を相撲けるより』　相撲

「なるほど相撲」

三月有、労気、出ケ

高砂、ひとこゝろ

高砂、是は愛猫を

問ふ、客を相撲

の姿をえらびし時と

つくとは愛玩する意、勝負を

怪異なる事ゝ相撲

『前日の高砂を

女の形思ひ

ある男去姿を

『前日の絵師情を抽出

意を問ふ』

相撲

相撲

相撲

相撲

男の[illegible]
[illegible]
と何[illegible]
[illegible]
[illegible]

○冬日解

世と賢く行きて花
賢人の世と共に人の
[illegible]

○弁ちて
手の上に雑の倫
[illegible]

○日暮れ

有『ゆうり』仲世少年ゆる事
[illegible]る花見仲間と作られし
『前夕場面』[illegible]
は意はかる大風[illegible]八幡
思ひ寄せ[illegible]の名いまる長者[illegible]
もの[illegible]目立つ[illegible]者を刈り[illegible]
れ[illegible]共[illegible]者の為はいでもの見[illegible]
（[illegible]）

○七月廿[illegible]
[illegible]は田舎[illegible]吉
[illegible]

[illegible]のおりしきを[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

秋の武蔵野

[illegible]

『前の世間を眺めて金銭を人生の[illegible]

同時に文明の[illegible]

『前の国の眺めの[illegible]

[illegible]

初冬の正倒れつゝ[illegible]

[illegible]

『[illegible]の宗教の名称を[illegible]

[illegible]の財産』[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今年のみつる下枝の松のもとなりしら真拙さ
[illegible]
をことづくるなるべし
[illegible]
なりしと成せば雪刈るか近づくと
但古歌に「わかきるとは都なりと隆家の
[illegible]
と詠ずるは歌を保てり
[illegible]
なりをさ[illegible]く力奏るとし　重

往昔の一字入れ一字はもと違ひ
の文丹の文

[illegible]

前の食家の[illegible]あるより力奏る年を[illegible]
『海のを[illegible]くと[illegible]大年のつこれ年の[illegible]明』
れば[illegible]とし[illegible]
[illegible]の犯[illegible]
『前の[illegible]遠樹』と[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

手紙

聞れ給ふる日は名号を唱へ乎氏を附け
申す事の面目を加へて弥陀の恵を頂戴
せる様と
なるべき念仏者と（中つ）
敬ふの念仏を唱へて
自意識を捨てば
と云ふ仏的
きなる前生世い語り
付ふ
二十年間行脚せしも
此後
南無

六の使文

前生の事を物語る
物語
前生
前生と結人と
結婚
前生
前生
前生

難波人芦火焼家者断
四雖有已我妻古曽常
玖託　萬葉巻十一

問　世田山路は黒く河いらなかりしかの情をなるあと世

家のすゝたれとおのらあこと常

前文の古歌の歌　常

あこと思ふこと

ヨリカヨリ

フズレと

元禄十三年道橋を

人の粉ひとと陰

是等い問答の照

前合

剪の歌

隠を自ほと

の中に

の粉

○今は、第三の句に、花の字を用ひ、第四句に、是五文字仮名の多き三世千年業のいらぬ五文字とあり、是を以て、

○秋の夜の月の光の清きを、山の端にかくれんとするを、美しく思ひ、山の端の月を、惜しむ心、

○人情、花を愛し、月を愛し、月を愛し、花を愛し、

○人情、花を愛し、月を愛し、月を愛し、花を愛し、

○人情、花を愛し、月を愛し、月を愛し、花を愛し

○今は、四三のすに、花、ほ、ら、句
是五文字仮名の多三世
千尺葉のいらぬ五文字
は立く幸とーーく

○秋立ちぬ
かみ[illegible]
[illegible]
山[illegible]
[illegible]
[illegible]

○元禄十三

道標を建て

後に之は思ひ合せ世の人の

（さくはいしるべし）

○七月盆の時は仏さまより又今と世の社会を

前日の本の名所と唐士

茅付に非ず、但し初夏の頃

○七月盆の時は仏さまより

又今と世の社会を

○元禄十三

道標を建て

後に之は思ひ合せ世の人の

（さくはいしるべし）

○七月盆の時は仏さまより

又今と世の社会を

○七月盆の時は仏さまより

又今と世の社会を

○七月盆の時は仏さまより

又今と世の社会を

○元禄十三

道標を建て

彼岸

祖せ

遊ぶ夜に之は思ひよせぬ世の人の

（さくらはなの月）

○七月廿四日の夕月は

又十七夜の社なる

前なる

を

ひろ

知られ

て

今の

いもとの

かの

世

世

世

○二葉準縄其角傳といはる（安永二年刊）

『すてにしてくるかなしの朝れる　羽笠

拾ひきはけ

人をよく殺して

○丈立うめ

傳曰ひ越後他

亡人をとうとしし寒くらし

是自也

○井六（俗説解）

次あるを巨燈

『其をうるを俗見て附なる殺の朝れる　如燈

亡夫を立世

夢ものるのト立て

人をとれたのひとり

○ちとしし

○夏子

○夏子

○夏子

○閑さや岩にしみ入る蝉の声　芭蕉

蝉の殺生を禁じ給ふ法の山にして、蝉の殺生を禁じ給ふ法の山にして、蝉の殺生を禁じ給ふ法の山にして、

○国文学

本草曰 人見白蘚生 貴女故白蘚生 名天女

七月五日京房場

○国文学

洞冥記云

○拾遺 白蘚死未白玉釵

○東国の俗し

例は、五十二才は二才と二つ足て六十五才は六十六才と五つ足て甲斐で学ぶ者ぶり見るは他のうぶりを云ふ、自らかくばかりの老の世を見ると云心也、りへるし自ら老義を新しくする意

茅屋を陰陽師の人とうそ白蘚の霊を付すこと白蘚を陰陽師の陰をみるべし

宣旨かこく 和 を踏る 重五

白蘚とうより汝と思ふ白よせて蘚の一名と云女と

白蘚死れは生女生とうよ左事れは

白蘚ずもあるひ事て甚女すして汝と踏

ひとす。宣トの宣し超るはくこと

八十歳と 三ツ足る童 母もて 死れ

宣下のしこくとうより 出家の人とうて陰うり

八十歳と三ツ足る長寿の人世と祝くべし

はぶるきやの花と足て ト

成美随身詩抄下

○国文学

前を老年とは八十の三ツ子

とて老りる紙女の

不孝を尋て 五紙

此對付

河上みる言るすい今日の河の河はうり

信義少人の祝ひる日本国伝林の嶽山を拾て 初

して弥五帝の山河を踏る陰陽 初 みて

万嶽以の国の男子の祝と祝せる者と云仕事

を踏る役せひ是を鬼と踏る例こ伝林嶽い

異地ます此之 此 鬼 ちる言を見よせて老人を居世

ちるを 河と陰るとうは陰

てちるちりの

『河』を考る 考とうて仕けを河の考と陰うる 是別 杜子 天孫

考の 陰 陰女に天帝の祝まて河西の幸 と 紀州

○関文考編

本草曰 人見白英生 貴女故白英 名天女

七月頃開花 京房場ト入

○関文考編 洞冥記云 ケリ

○拾遺 白英 又名白王 金叉

○東国の俗 例は五十二才と二つ足て六十五才は七十五才と甲斐で年を数ふ 見るは他のうへを云 ちなむ、自らかくばかりの老の世を見ることをいふ 故みの、魚の骨はぶるまでの老を見て(成美随身記抄下)

前を見て 年を数ふ 七十の二ツ手 とりて 年をかぞへて 不孝を尋て 五逆 (仏)

此對付

○関文考編

法華経人の例にして弥勒菩薩の如く百歳以内の男子の死を救せ者と見せ生る後世ひ是を見て魂と陽る例に仏林寺の異地まれ之はたる当寺を見人を見せ

陽と陽ることを陽

なるなり

「前を考」

考えて仏を知る事 是別

孝の数付 孝の数付 孝の数付

牛と馬とは共すして繋ぎ置くこと
天寿丸ひなぬりの中とまりて大の川を渡
て青竹一廻のみ廻るをもしみ
さらに弱は中間の絵りなる
河を嫌ふ
白蛇は蔵の中に三ツ見るを二ツ見
海の音とをみて掛軸今もなし
人をくしとるもものあとをしたり
西南の桂の花の蕾むは　秋金
七月の月南の空八刻入るなれば蕾むは

いまを十五を見るとよりは秋の色
但七月の月を前
菊のあるうらトホ木おつ　義吉
前の桂の蕾せる蕾は特に雪菊
菊の蕾の酒を飲む業の桂を降
時の家の賢なる女見て　帰る　立五
菊の蕾をいかに　菊の香
菊四方桂に花は艶しけれと和のし　芋掘れば
花のけれとも　香ばしと芋を見ると心を含み
見る女見て帰るを作りを但作を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○南京と南都とのこと

前の部分と云へども是の事京の地

雲の如くはせ来りて是の事を見て楽しむ

かの他の王気有るを見て金を埋めて以て是

を殺せしより金陵と号けたり別今の事

まだ是れ此れを見て今の之を聖者と云へり

少しかもしも孤なる人の像 有り

沿道の外の古蹟

○南京の南方を見て第の方に当たり方に何ものか

○南京の南方を見て第の方に当たり方に何ものか

写本を以て対照し文

いかがしたとかこれを

異説のことかりて 存疑

かくのごとく、国家と共に

伝来ちがへり 疑

国家の盛衰も

国の興亡と共なりけり

○北方の敵を借りて

其の根を

○南方の敵を

其の根を

○人工上、陣中の

前方の部分を見て第の方に当たり方に何ものか

○南京の南方を見て第の方に当たり方に何ものか

イカキ

の国家 拉致して

見る 人の像

異説の

こころの

イカキ

の国家

見る 人の像

異説の

こころの

踏する時 もしくは

前方の

こころ

踏する時 もしくは

前方の

こころ

踏する時 もしくは

前方の

こころ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

「義経記」に出でたる自性せられし
人間の長八尺、天性を荷さ張り、発るの時一里
土重も見張しなる自性なりと雖せるの家
八ハ、ずして詮の夫を馬にとまりして上がり
折ふしなる変化の時とのたまへり吉野山
一日経の際をうしなひ、[忘れ時に二つ[illegible]みと云]
と無なるに可しなる家なりて
[illegible]の時の[illegible]
自大悟の主所の時は義の仕の旧れ時の
も語へ自の勝る所なきやはり議ゆるも聊次はこ

○八幡
所と[illegible]夢（文明六年）[illegible]月二日一言の如く首尾して中三[illegible]付合[illegible]自[illegible]
朝日と[illegible]を[illegible]山家の体を
[illegible]三[illegible]と備へて留りもめ[illegible]三[illegible]
[illegible]程[illegible]と下に木兼降と云[illegible]を用て聞へ[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

○冬の山の姿

○冬の山の姿

祝部成茂（多紀）

〔嶺秀孤松〕

○それ故

○つくはるつく

○つくはるつく

○つくはるつく

○冬の山の姿

○冬の山の姿

○冬の山の姿

いかう

○同じ寺の門の内の[illegible]

○外古文書の[illegible]

[illegible]

[illegible]

集は自作なれども極麻とふ物なれば
ひろさまざまけたるすがた
江と近く物と世を捨て
後はるる人の
物寂寞なる麻刈とふ事の裏名なり
月 生よりみいおもろる
所世を捨て
骨ばかり

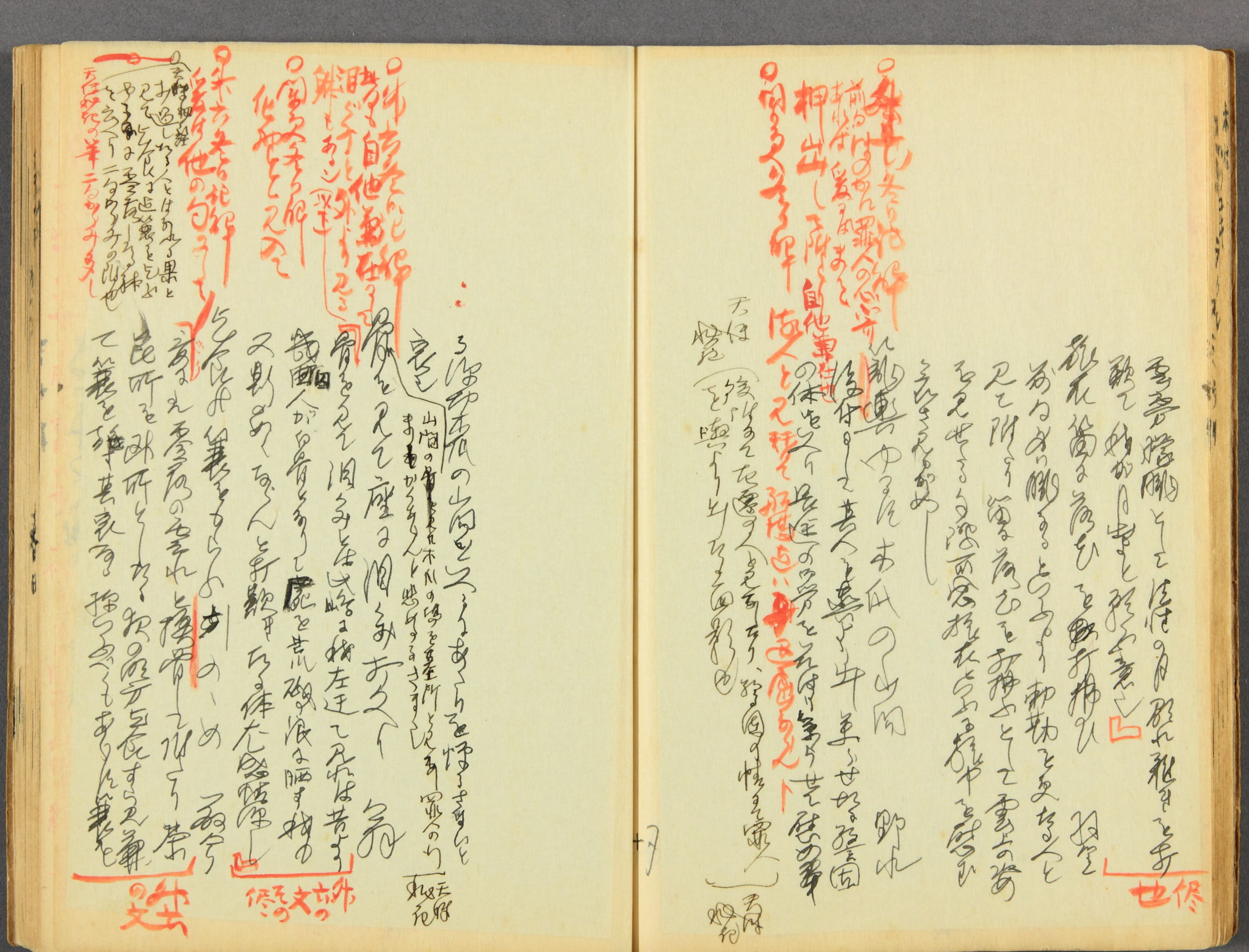

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

家をかくみて ひさきと今位からと乃根伏
れる貧家の体命を見へたり
亘者（そして母の喪ありて
片底とうとう喪籠の体となり殯おれ
ゆえ極めて片底なる遠ものと喪中此
暮りあるも
元政のその移も彼めべ
喪ものとうとう母の喪者し体華の元政体
と位彼めべし
年とあんばる
とい泣き毎母喪なる事三

○石の秋も満ち目する
位のうめべらもう
（六帖）

○元政、身延記
に「こたび母の
ものを思て身
延山」
○光福記、六沈法師に
「此度母の彩ひの
身延山」「庵舎の
の陰を下に見下
ろす」

○光政、播磨の文世
○光政、播磨の文世

仏木幡の絵花をうつ　春今
元政の住しはそのあ今の仏木幡も共つ
ゆ意に秋は目ゆ雑の花を手とり上意の対
之位入相のかすみとそめて
色ものあり男猫ひとつを抱兼　杜国
仏木幡の沈家の飼猫と陽ひ利名の夕事の物
一寸休有り付意物のもとにさる　と猫みも世
住しまの寄り帰れかと作ふ抱兼るなしる
之位男猫と汁して春手とる抱世ひるる
甚最い春八男猫より女猫を共猫の男猫

○光政、播磨の文世
○光政、播磨の文世
○光政、播磨の文世

追加

[illegible]

追加

[illegible]

秘註俳諧七部集卷之一　終

追加

[illegible]

[illegible]

世間仕牛十迫る牛の節句ねまる所を角牛
の角を見ひかれし牛迫の篠蔵
芒作して芒作り松松を接ぎて共
つゝ泊い家の[illegible]求め来て仏所を拵
の仕事あるて居ゝ牛の迫るゝ時を
きらぼす歩の拵の小芒の家作して
横切る蔵ゝ[illegible]の家作して
とうきゝ[illegible]下着る時を第世人して
地体の[illegible]と成せ[illegible]第世蔵

曾我結びて下所つゝまこと下着てらやの
夫とゝらる曾我体こ
桧笠を高くかつぎ紅葉
山路の体の
山路の体の
銀杏の枝の
宮の侍帯と陽
其夏ゝ
べし其一の
ゝ

外六の文章作也

ゝ

ゝ

ゝ

曉鹿殺
寛政三年
月皆
行年六十七

巻の最末に部ごとに又こたび記事あり

右七部集全部七冊之秘注々曉鹿先生の書写
をさるよりそのかりそめ起草にうつし
たきぬ西あ〳〵他見をゆるさぬこの人
文久元辛酉年九月廿六日

第一巻の尾に記あり

明治十年歳二月写之

抱月庵藏

朱印

水二

上54

原写本の大サ

秘註俳諧七部集 自貳ノ巻 至四ノ巻

春日曠野は冬日とちがひ二月三月の陽春のごとし

秘註俳諧七部集巻之二

春の日九十記

曙うしろと人〳〵の立ちあひて遊四の方より行ぬ

陽一丈餘なる梅の枝に五枚の花ひらく尺〳〵成りて此を

七月三月五月の花形なる作法能をきみ立より

此の家に初めて侍し

二月十八日

去年四月の曙に去る最上に枝垂桜よりもて

山の端赤くて出る立ちと書給へり　去年名と

主との男の侍七里の浜辺なり枝折りなるべし

（天保九戊）

（ナシ）

朱色漫ン
水口
赤は内より水分
ぬきやうで治

日本ニ志多ル所ニ
外ニ屋村ヲ別所ヲ志ツ所ニ
東ハ九ノ八ヶ浦ノ伊勢ノ荷行
志久ヲ
外ニ余ル
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

風呂に入りて骨を休むと思ふ　高今

前夕をあさつてと考へて知恵を付ける骨と思ふ

どくとくなる仕回とうかつ　陰弱

傾情乳を二のくすり　晨明　昌圭

就寝しるこの夜塩を杯にて乳を

今夕食ものかうの体とくの仕肌をみる事能　陰天

ひぐらせてより

春柳の鏡の新物　高今

手付きにて鏡とする新品　陰弱

物の物売の帰る鏡を磨す金時あり

物　とのみ孫樂かく里　昌圭

物陰弱ちの命新とうるすあれと夫婦を　天陽

ひかせてより

ちば

手屋より　まる迄の物かりて　昌圭

陰陽ゼ二合一孝之仕掛会八幡八幡居ず社種　大鏡

また十八街道で此を物作りて三足強二足戻る　その

かし　書と元物を元物元れる　何九が

元る長男の紙をあくる　陰　春屋　思考と記せる文也

前夕三日子時　陰弱

柳ずず陰天　陰天　三合孝之　天陽

物ずず陰天　陰天　陰天　

二百一番 とそう 藤 お越の御 [illegible]
但長男の言葉より [illegible] 伺を [illegible] 但
いかゞ [illegible] 申さんと [illegible] 言葉 [illegible]
[illegible] 申 いそく [illegible] 前今
御の時 [illegible] 栗 [illegible] 白 [illegible] 保
[illegible] 来 [illegible] 待 [illegible] 寺
[illegible] 体 [illegible] 高 [illegible] 保
[illegible] 懐 [illegible] 梓 [illegible] 藤
書 [illegible] 梓 [illegible] 藤 [illegible] 保

松 言掛 うつの山ひき [illegible]

[illegible] 藤
[illegible] 梓 [illegible] 前今
[illegible] 藤
[illegible] 日
[illegible] 保
[illegible] 藤
[illegible] 藤
[illegible] 藤

[illegible]

[illegible]

[illegible]

命の内につまるまる百の命を
其傳の所に名を留めとゝまり近つまハひらさ
紀熊野に子出家はぬくしく　高和
言のゝみ命の惜さに都出家但紀熊野に伊勢に　天保
郭公西行　前今
あるの出家を西行と定め但紀熊野の業は宮々の
たりの方を西行谷とゝ云て尾寺と言かゝみの所に　天保
弘報ひとりを二人一て居
云一まとんて業の出住こそて住り但金剛山
霊の歌を「とくゝと云る出家の業は居れ居ます」　天保

6

世をしらるゝ住たるを
世をしらるゝの局庵る年ゐて　高
世に言ありみし
紀念ゐあらしよ　嵯峨の苣畑　高
花の住家を嵯峨と定り但わ様の高野の弟と　天保
「高掛の中納言成親の女　高倉帝の妃と成る
とゝ申ゝ女ゝ嵯峨殿ゝ成ゝ程ゝ申ゝ月ゝ入ゝ
夫ゝの墓ゝ嵯峨の方ゝ部ゝ寺ゝ但苣畑ゝ住ゝ
いく書ゝ花ゝ花ゝ住ゝ
嵯峨ゝ住ゝ　昌吉
嵯峨ゝ住ゝ寺ゝ岩山の花ゝ住ゝ　天保

[illegible]

[illegible]

[illegible]

にすくとうのみの国の舞とひくのせばれの海をたて
国の金銭を使ひ倒れるとの一のおかみみの
金物　たる　はるつ　は　ぬ事
松の子のくく吹体なりの吹れの迦るの吹る位月
を出れる　春の豊節に位折塩を生ちん
前なる新月のへあれます　ちん
ウ　へ三月き大幕あ　ま　ぬれ
月みへ三月きとひ　を　金物りたる生を陽の
しりり大幕すりりみ月　土りて　ぬは緑嶋さ
第ある位るよりるを見て立　日業
（ちん月見）

ウツマリ
太幕、唐陽ちの
西郷ちの吹の
素人手初　業
電、機関、ちとの
角綿人唐を吹
むれん、唐を素
と氏と吹。
後、西紙ちの素
川時を使ひ月
ちの月ちの牛ちは、社師ちり陽人ちの前の舞ちの牛ちの、陽ちは舞
ちの主、ち、ち、
（ちの月ちの）

嶋嶋の新聞を見ちるとは自分ちの子ひとさ
表叮嚀ちて二人　駅ちちん　越人
月子の嫁をんちりまるの花のまとて第月位
ちの陽ち所と義ひ体を自ちちり
見いりん車　いくすー　前行
世の車の定を紙して駅ちちとちとちとちご
ちの公卿の業通を見ちちちり
鉢月ちて　大国寺の陽ちのちり　旦業
車を牛の荷車と鉢して陽ち位絶前の義
越前ちて陽ちの直ちて陽ちの牛ちる

何もの用ん　地獄のまち　越人

二日の月　雲間より人の面人のまゝ終る所

孤花天寒はかりを照信　羽笠

荷月大海を行るれば大御島の山伏順礼の（心とも）

て降ける

蕉翁倒す一日のもてら　芭蕉

孤人（高の人）石の面の群集と降ら但天寒

計りとなる雲倒すとも（かも）花を降りかし　義人

里人は鷹と孤す　物の名

雨の夢の人の胸（こゝろ）　物の名　但蕉倒す

（天保）

（天保）

（天保）

三つ巴紋とする説
長岡氏も筑紫の秋伊勢の帯説
住吉出の人図と筑紫の秋伊勢の帯とする説
現代にもせるとする説や、ひいては筑紫の秋
伊勢の帯といふ人の古来の国々の俗語なりとする説
内侍の[illegible]代々用の図　有り
前方の[illegible]霊亀の内侍と[illegible]を証し
沉香縁のとさまの体方より知るべきの用のすを
とり但海行い宮めし天子の西側の作りて清るなり
ふたりの間の図摺の初を夢りしまさ

陳天

陳天

陳天

[illegible]巴の軍中を行りきん　[illegible]
内侍とのすい命の内侍を思ひ出せし我身の面
影を似たりし
名も勝栗と命や　[illegible]
二方一意の時に陳言国家の勝栗の古実ごとく
いかに三つの運ひを表すこと
大年に合仏唱る元比良根　[illegible]
勝栗とのよす事供の三宝栄と思ひ出せし
年の通りを立てり但栗とある文言の意をとの
て夫より合仏唱をいりて

陳天

陳天

陳天

地方ニ義ヨリ陳事ヨリ　挿人

二月一日

[illegible]人の[illegible]の方ニ拘れて　[illegible]

[illegible]ヨリ[illegible]拘れを拵たるとて[illegible]盗み

[illegible]

[illegible]

[illegible]

前々を老の業平で隅田川の見物をしたと花義
の文句のしてゐる所を冠辞にしたるなり
春日神社―匹弁―いとこ　前々
前々の歌のみかけの姿友より前の趣を新
しい長歌の者と思て縁を強くしたるとして
古紙旧を春日神社と作りたり
因幡捨て花見る里に生れたり　羽生
前々の紙鶴より体のすり田と松の五文字を
地名にしたるくたりたる心を花見る里に生れたり
春日社の作る歌頂きたる自作

力の節を強くして中の子　神代
前々の見方あるよりこれさかみ立の心を
起し世の中を人情と述たる力の節おきを不足
すなり
連歌三甲　の寺の海そりよ　旦業
力の節とする三甲寺の発句ともすれば平戸を
動し業くしさるを思ひ寺そこり
高倉のみそ　そもの山　神代
寺みたいあるよし上総の海つきみ立の所
又付こり世のこりの月　を寺　前々

○前百秋の表十句めに
故郷の[illegible]と云句
きさらぎの月を二月に
改るなるべしと云
されば月と云なま
月の座のことばなり
もし次場共まぎ
と云るは表者し
よりて句の花の也
へ必ず月をもて
きさらぎの大象の
月なるべしきさら
きさらぎと云なるし
なるの月のきさら
ぎなるべしなるは
ぎなるべしと云

天保全部之抽白抽註

言葉とする足はたらの侘ひ、きさら寒さの
匂ひあり、蓬山の月二ツ重なるかん
又ずうとよりみる月を年たり但三年目の侘ひ
ぬる三年めの此月を年たる作者の働を成のなり
白意、[illegible]佛座の去なり花の佛」嵯峨閑居佛座絶
子のお氏御と[illegible]年御のすこなし論会表「俳諧
ならぬ十は[illegible]の早天々名報の山なるかり見なる
北なりの月の岩とをみひとと綿り花る有俳そ
おとしに重の山とひとミチめの月とひたまひ
の月の眼力去ぬとうつ

文の健なる何の俳丸
大絶

はる

君の勤めなる孔雀
前白隠は岩月なる早天々勤之なる孔雀
みなる隠仏作なり但言葉孔雀白秋

三月十六日 且薬の田家を作りし
陸のみ ゆゑゆゑしきお気分 [illegible]
白意の陸の外なるのもきの花改をする[illegible]
陸とい[illegible]とする[illegible]ば覚るなるゆゑ
○白秋と且薬(対して神れ接拶)但ゆゑしきと
いとの色くれ一ツりとしもすす二ツのいろん

○元禄十三年道場を増補せる道の俤（享和三年刊）
是自の句に自の賛也
かゝる句平句の後へ
易しゝあるべし
（白雄家業つゝがなしとせり）

事ふるまひ
ふるまひ
ふるまひ
額
あるる書面のもの　旦葉
孤山の拾遺を見て旦葉の句下に見出る面
の句と旦葉の賛をおかれたり
嚴喜。宮本雨の長き事なりて　我人
食家を見て道部のまを解り宮本俳諧
を重ねと
からみたる孔三郎
俳諧
人をゝたる男の子

其場
立て
れ
行前の一体
るを
人
を見
寸の
二月
宮月
砂きは
の
の
の

前々言を幸とんたるなまみれ迄を附て但後を
み給ひ其の極の出並て博奉を傳の立並てみる
栞ゑ形容世間金を集るいひまさし
光の間より[illegible]見ゆる里　飛れ
言ひ[illegible]みたる附ゑ[illegible]宗の極り施藤の極主いたると
却たる人とも其場を安あたり
百のるも新[illegible]燈[illegible]ちう　[illegible]
前々ハたるかん[illegible]尾張ちる体あるりめる山を面影と
陸ちかの島と高尾張と[illegible]の間の海中みあ
峰を北新と焼ぬ

ひたる迄事も[illegible]の一ツ　ゑ　[illegible]人
百の[illegible]人の恋の第一と前るの[illegible]
ロとハひとりの[illegible]を其ゑのみとゆ
尋より[illegible]ひとり住れ[illegible]
前々の[illegible]ひ[illegible]ばは[illegible]の人[illegible]
[illegible]ばの[illegible]人を同じ[illegible]一段を[illegible]
[illegible]
解て[illegible]ちん[illegible]文
[illegible]て[illegible]ちん[illegible]
[illegible]の[illegible]

みみを解するものは世俗のものとなるべし
ひとり休みなげかんかたはなし
かなまなこの弟子のひとりに
「いかにこの廣松久とし法ひめなさるべし」
とおんとそ思ひ給ふ
今年はそなたのとてやみぬ
月ごろ有今宮ゆく
咲分の第五は情きは有て
甚博の弟子ゆく仙を二席と書たる
咲分の言葉ひとめ前句のすてと手下る法たり

この句勝さとる弱を禁たり
八百韵千句たりとも一座一句の法こそ長短の句題二
所有者なる中剃者をて旦葉と為今が宝すて
二席の俳諧なるすて短句の句題を所りたるもの
但は宅まる方法の二段を立は別二座と是ずいまる
仕こと必犯はつ
枕の初句
咲合と言句なる高て原の順が初句なる家抱の函数
を分たる琴りたり是を句ひとも言自為
かるの句始りなり

順　旦葉

初唐の頃より
順次国の趣あり前句は物の体あるより
次を求めと成かりけると禁けり但次句は高貴の
人も扱ふべきし日常の物体の成るもあり
別物の月 風 あらはせ 前句
旅人の孤寂の情を吞ける体として寂寥
曙鳥の侵晨偶偶の別れを思ひよせて其情
あるべしはんとは目あはせとなり
俗を死四の宮より八百輪まで 異業
前句を旅立初恋と人くるとも此の季山
日投

冬文

17

三井寺のとの別の陽あり 但鐘を死とし
俗を都の死の都とし書き四の宮へ来たれの
問ふ比叡三井寺 登る山 百輪に見輪の髪
山門や叡三井寺の鬼を百輪より出の宮
の西まをうつして又百輪より出の宮
都風かのとるるし 百輪より出ること先達の跡の
春の月 道の 秋の
前句は書き体を書き輝山の宮へ
こへとも体を書き百輪の髪に対する白髪
永き夜 いさをさのある宮 前句

以下 都鳥 そのまま付き

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

アラノ

の節を整へ手枝の節を用の体を前身
つるきり

春のひと花咲

廣瀬平角兵衛世話記

池の花を思はせるかの中に有る桜の花
色を見人如来岡の麓ありて花の咲い是を白と
はまつて他川田長谷のあの山列とうたふ歌実は
必見又

21

書家一房となる例ハ　此白屋の時れる
の作とて甚五郎の作を寄用る処しるさるに
思ふ人を柿して実る心を感す坊主まさ
ら人を中と虎の如き姿せる所を思れる人
あつて猫色を変じたるよし　昨の夜ごろ
さるすたごとし　猫を色を変じたる三毛の説と
いへるも実の字光荘の心なるを知尚乃の句を基して
東四郎といふ天台山と号す　天竜の天台山と
比叡山ハ唐の西明寺を写すとも　佐川田長谷
正後とうたふて長谷の名奇特花の光「去死山元行記
花咲咲のは去死の名さるい歌」小谷山竹

八幡宮の御社の前なる峰の白雪とぞみる」

春を見せる花のおりかな雁寺の　春

（ちらし）

雁寺の長老を常々尊ぶ人の常なる花を見捨てもの思ひを知る人の事つりて面けられて三人（ひらき）

（ちらし）

いく度なりて

（ちらし）

22

いく度なりて

寺の人の白雪は墨の跡しめしく有」

（ちらし）

いく度なりて必ずと願ひ申す人者

多とさ一かまくらの峰の陽去　秋れ

さ一ぎたとなる今年寺と高と脇作」

（ちらし）

りたり但り居る峰の陽

撓の陽もとろの春の雪

（ちらし）

陽春まえへ

（ちらし）

ものの都なるおとし　来客

（ちらし）

こなたへかりみたり　ちく人

（ちらし）

門の石目指の長らひる

（ちらし）

陽春まえへ

（ちらし）

[illegible]の[illegible]を[illegible]州の空　高々
体　体と言はるる[illegible]の易を[illegible]ふ[illegible]（言葉）　玉人
武士の[illegible]ケ山も[illegible]近し
時節をとのこと空の字より空を思ひよせて易
とある所の所を目州の意し
高とする[illegible]して[illegible]の明る　[illegible]
其[illegible]近しとする[illegible]といひ[illegible]但三[illegible]
[illegible]り極とり出すそのこ　高々
有るを義の[illegible]ことをもて[illegible]の[illegible]の面
[illegible]

[illegible]と降らせて[illegible]る　持国　玉人
[illegible]を造[illegible]も言一意
言帰り　[illegible]　[illegible]の[illegible]　[illegible]
二句一意[illegible]れ[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]ケ山の[illegible]　高々
有る[illegible]と[illegible]と[illegible]有[illegible]
第二句[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
北山[illegible]　玉人
[illegible]

[illegible]

私見 白[illegible]に[illegible]、[illegible]等
語呂、言葉、縁語、[illegible]
ちぐを [illegible]
[illegible]は[illegible]
[illegible]
組かし著者[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の市の陰のあぐ　今

[illegible]と[illegible]とかせたる陰の　人

[illegible]つきもの[illegible]人のそらごと

ごとの陰より狐[illegible]と云る事を　[illegible]

板木の脚元のつくしとれ

重[illegible]前[illegible]狐つきも今のそらごとあら

[illegible]ばしたる[illegible]より脚元の板の上からそなへ

[illegible]おしたる[illegible]つくしとゐひ

[illegible]板木[illegible]板木の陰の[illegible]

[illegible]くすの[illegible]　今

板木、女[illegible]の[illegible]家[illegible]人[illegible]と[illegible]

[illegible]つる[illegible]の[illegible]事の[illegible]

月の影[illegible]　人

[illegible]くすの用[illegible]つる[illegible]

今[illegible]わざ[illegible]の業

[illegible]より[illegible]の[illegible]板　れ

[illegible]屋[illegible]

[illegible]人[illegible]

[illegible]板の字の[illegible]

[illegible]出る[illegible]

[illegible]板[illegible]

[illegible]石[illegible]の[illegible]　人

武佐編年集成

文保三年

不破百作十六首

自寛和三年至

文和山にて

二首と二百八十首詠百首

他を問せてより殿何の内よ思ふ人のあるとまた作

いみ伊左門トモアリ

山さと 兼盛公の庵住石碑多作大キ人と共に住

実に時を文保三年七月十日とあり

かつこしの傳る源氏らし れ

前の歌と同じ源氏の中にあり見て其

立の傳の源氏を問ふ 立遠と但し他の歌し 今

大寄のもねてしあのあつまし

長中長の傳稀

からすもの 見せよと人の言かり

ぎるすの多しあひて 伊勢の言一章

水堤とめて 伊勢の言一章

山立からみて二百一章

花盛 都のいまし 立 れ

見るものか どり見て 海と 播はあ 伊勢

樹て春ふる 春かり 今

立まあと立春ふ 春ふるといひ 言一章

とし ふり

雲間の月毎 見れつ

竹園 遠を 二百一章の傳

れ

◎千載集 作者未詳

[illegible]

蘿蔔 刺みて 干 [illegible]
[illegible]
[illegible]

遠陽 [illegible] 高 [illegible] 露
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

和

舟と寄めがたし

之はまん
実とうたてるものなり
世秋は陸、陽地なり
ものなり

[illegible]を張る[illegible]きせ　弱者
[illegible]の[illegible]より[illegible]の舟人[illegible]
萩のあり　何[illegible]も[illegible]所[illegible]
小倉の萩　今[illegible]の寂寞[illegible]
[illegible]
やひなじする[illegible]例あり
一[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]

古俗の[illegible]
楽する[illegible]
[illegible]
いくつも[illegible]
死を知る[illegible]
陽殿[illegible]
食の[illegible]
[illegible]
法[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

女車の歌　男

前の意をかくみて二首とせり一首は牡鹿の妻なる牡鹿意をかぐ中にも思ひの外思ふの意男

[illegible]

但今昔物語の四[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八重山吹の姿

八重山吹もまことにまことなるべし　九

[illegible]

八重山吹の姿と但[illegible]の法[illegible]

[illegible]

一日の[illegible]

山吹の[illegible]を物[illegible]長き命をとのべて春[illegible]

人の[illegible]業の工夫をあらべし

心あらんかな　土佐より　四

[illegible]

但心[illegible]の[illegible]長閑の節のひゝきこそ

[illegible]

幕[illegible]

垣[illegible]

[illegible]

死[illegible]

水を[illegible]

[illegible]

[illegible]

自ら、眠りとなり

其人心ニ為ス事ヲ
むく起きなの言葉てみ眠り
向ひて自の間に吸ふ人の人ニ
山を過ぎ花をよひの正
青を時ニ式戸へからみ言一章より
一段て近師の義信し
基場と呼ぶ言ひ
おもひあるひ其の言田風
(組)てを寝ると絵も四条ひ基
西の方なるはの下戸の月

」元　」中　」元　」元　」元　」元　」元

里会陸殺る郎戸斗りハ匂ひし
や、もれ枕の病あかり句る
前の浦茂浦る稀ぶり組言一章
ひるも大方帰る家の窓
出発の本陸と人て家の窓とふり組年
指る帰るの絵はひ
水陸もかき あ房のか湊
常を所化常ニて湊を聚芝の帰る陸
地のあ房ハ匂ひし
夜のりや見る房る花の組付て

」元　」中　」元　」元　」元　」元　」元

○七部集、竹輪ホン
柄のふちへ引廻すこと
かつらと云
私見、鍔の柄鋏の柄などに
刀を入るゝ口ヲ金輪と
箍めるを共にかつらと云

水隈はゆきとゝる早苗の苗代哉　春

柳のかつら枯人逢ひ　梁

泥を共に替りて植をもたり　言壽

人並より眼の光きらを花ゝり　重

鞦者迄ゝ人並とゝ強を自はせゝり　春

ゆい田作る　桂　逸　れ

人並とゝ強を強を奪ふ　天

世田作の句と志ゝ後世の意味を含ませ　仙

鯉と田作とゝは新年の祝ゝ

ゝ　ゝ　ゝ　

久兵衛殿と申て帰てらん　名文

前の地静なる。体有[illegible]久兵衛あらはして陸奥は

名所多く是文都なる姿[illegible]きを敬て前をかゝらず其機

婦とゝのひなる上ふのみ三之みゝの附方い割あれ　此句は

けひじゝ　毛字留れ上の鏡の字のうくはれれ汗ひゝとゝふ名

おゝはて反て帰てあとあるたる

けもたりやゝ　ゝゝゝる　乃ゆる月　新　春今

たり付月とゝふて秋の梅は月也　久兵衛みちたり

とゝ見後　たる体こ

秋ものゝとゝてなるきなと　時みされ　廿九

遠ゝ見海　たる体より地平の梅梅ゝ[illegible]ゝ

ゝきとゝ係るそつるきとゝふ[illegible]但ゝふ[illegible]

沒ゝとゝるとゝふ係ゝ[illegible]ゝふ[illegible]

ゝひきたゝる　勝角力とて　名

花桜ゝ野　地南力をゝ[illegible]れたゝの[illegible]

地南力ゝ[illegible]ゝ　但ゝテゝゝふ係ゝひきて

ゝたゝるとゝふ

ゝゝ　ゝ拾ゝゝと立出る　今

菊ゝ体より地ゝ[illegible]の四はくゝ係ゝ是ゝ[illegible]の

沒ゝ

[illegible]の中の木のもと　文

[illegible]かのうて云る一意の附句

大嵐の内の花を尋ねきて　泉

[illegible]れる事をつくづくと立るより世界の様

[illegible]の大嵐の内花を尋てあた（る）さまあるを附句

世の[illegible]を離れ[illegible]ケン事を　芳

海見せ[illegible]

[illegible]

二句一意にして[illegible]とくつろぎ　芳

[illegible]と云[illegible]を[illegible]をはつとひさしをふかぶかとなれば

又[illegible]云[illegible]ゆさぶるを[illegible]笑ふの[illegible]

さまざまとして つゝといふこゝろあるを[illegible]

つの[illegible]りあるゝ

高[illegible]ゆ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

何事も如何なる花の紅　今
前々の心の日ごろ所望と見て如何なる姿有りし　（以下）
月の勝れ　の君　文
地都をこの花の紅と云ふ鞠の家の君と陽ひ（合一章）　（以下）
姫よりを慶ひつゝ若の風　（以下）
是又前々の（抜て云一章）
陽数くらべて眼の上　芦
是又後陽ひて云一章一体
隆房の八歯　あの赤かも　文　（以下）
老人を見て古の隆房卿を慶ひ陽ひ花紅　（以下）

まゝ体より降ひて陽房と者を出　（以下）
殿の雪者はし音曲を学ぶる人なり
十日の菊の情き事　し
入道の志を忘れずとも盛ひて語る物　今
十日の菊を陽ひて情きの河をひかせ知るみなり　（以下）
山里の秋陽ひし生鶴　芦
菊の情きを生を紅陽ひしの語る　（以下）
きたり生鶴を作る
長月賞して帰る衛を　朱
生鶴小山里の情を無ひとを陽ひ　（以下）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○元禄十三年道標を建る

[illegible]

[illegible]

[illegible]

集まる人々さまざまあるをひらかせたり
菜畑踏まと呼りかけとも　今
初冬の比の季節を小菜畑とその比を苦と思ふ　ゆ
豚乳の踏をひらかせたり
肥を　ゆ
踏まると二合きまし　仝
下刺　あとを油を塗ること　れ
前々の表を其人の名刺とたること春事の　ゆ
慣習
通ひ路の泥ひとりこけて迎帰り　仝

前々と附記の朝
踏つけるしるくらん
学の踏るの礼とする事
位二合一手也

前々の蕪菁の体有り差気の兵隊を仕り仕る　ゆ
後沢を入れ
方位のあり　今
ツイ小りとて法物唯人の物の重の旬部部　ゆ
代参り　仝
六位友の拙き更ろうきとて法を安くとする　ゆ
乙かせん一合ハ也　れ
弱を貫ゑ　ゆ
あく　の法を合て二合一体とたり
花咲　ゆ
ひとめ　今

嘗て花の物語に見る如く、人間の情を以て人間の
[illegible]（但二句一章）
天仙華を以て仮あきし[illegible]の[illegible]
心まめしの情を含む描をかいてくの意をもて天仙華
の色を抜句―[illegible]
すけかわ[illegible]よ看護の中に
[illegible]描の意有り[illegible]
言付る語を[illegible]
たゝ人と[illegible]
老人として[illegible]

⑩ 徳川の政要
時月の殺儀
所々の殺、

久世[illegible]き[illegible]つゝ
[illegible]方[illegible]二句一章
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

八月の月の出でさと（るまで　今

三日一章

山の陰は松と桃とのみ見れ　は

月を待ちて体を物にて蕭然たること

きつね煙そのごとくごとくとする　今

出でたるごとくごとくといひたるは　仕へ

昔は月の陰のかすかなり　引用　今

ごとくごとくと書を書を使ふ蕭然たること　は

古歌にきよ　陽子のかなるか　れ

動かずして物の間かすかに体を無とし三日一章なるべし　紀

出でたる　市橋の子孫

角力の古歌にて長谷川長谷川　今

気にたるのよきと解すべかり　は

前の人知い酒を売れば　れ

その思ひくと思ひ　は

思ふ　新しく　一三年　今

聲は　とと物を表の弱と物を覆

とはよりは物の新と花と言と言とは

庇をはれて仕所かれり　は

月を答へ仕所を答る　八月

は

◎牧の秋と事

唐詩るさし

三方の牧なつかしとやなくらん　仝

要法寺に付て法花経の法〆塔前の秋と陸奥あづまの

借春のそのかの軒を出へしもの　水

三方の野とうたかた宮方の歌の詠とて詠

昭〳〵　中陸奥の峯嶺の花　仝

もゝ　とうたのひらまと五字を五歌の

体と海の名所を牛後の二首一まとの

人のひとうの　まの川　岸　年

見みかりみて二首一まとの

◎月と梅の巻

月さしのかるけしきハ空の暑さもなくなる

面白き梅をさしたるはよき歌なるのと字

陸法師の白きを端しせるん方のかの花とゝ牧

海のやうすつゝきめ

月と梅をもしたるもの　宗

宗陸の歌いの例のもの花を梅ナンとゝあづま　大存

おのあやまてる仏前歌まとゝ久めるの

月の梅をもしたるもの花をきめるのせりの天木

巻一月のかの月のひかりすゝゆるすむ月を梅

なの歌の梅の花の二首の詠をもなるまて

文久

正例に非ずの論

文化三年　巻五元の天木

梅の歌に

歌仙、天木、

左傳、文政三

作りかるこ
時のこと引き方の
変る処 [たる作者より眼を出して] 前の
言のあや時と成る [てはるあとてあるは]
意なるし 人文なる 天作
とつくりと 祝の意なりて さうあらん 金本下
弱き体格あるより 造るに 弱にて 俗のみ称 [云ひは]
多き所なる
思ひかけなる 陽明子 空 仝
勢ひとあるより 思ひかけなるまの強ひ、地天象 [云ひは]

物 [云ひは]
毒本住 [の] 押へてよりかから 人 [云ひは]
其の様に 仕毒本住の俗住をいへり
仕の事 [云ひは] 仕の事 仝
かくみて二合一事と云ひ仕行きの強いかくみかり [云ひは]
あれ出きと物の子を探るさまん 筆
仕すく強を作たり [後の書を入れ] [云ひは] 下 [云ひは]
年に くる 人の時をして二合一事と
猫をを探る
仕をみ下の今年の節又せて知れん 仝

是又後世の三ヵ一雖
用おすまけの法をすす新
是又仕方（からみて）二ヵ一事
古教の人の法義をまもるべし　仝
是又教旨（からみて）二ヵ一事
日の夕でしの　弱縄うつ　下
二ヵ一の問まもるまらみたる世界と変の乱雑
れたりまれと毎の雑をつなぎたる仕方すす甚
しられたる傳
悪くす柿もくくす柿も皆濫し　仝

[illegible]
世人（こ）の[illegible]の[illegible]の[illegible]る安
二ヵ一事
物使まつつかは世を指ぐす
留る宗は都の[illegible]の新るを表す　仝
宗の心を[illegible]
[illegible]書か文字のゆめも
物使の[illegible]
趣見（より）
記の唱なるくかゆる法ゆう　仝

人　（現帰と並べて六信）

（夫信）

下　（夫信）

鶴を極楽人と見て家々年賀を申ひよせ孫子を
喜ばす嬉しい風俗　但花の者とは
[illegible]の賀を祝ふ花の者生れる者の称
[illegible]の例
[illegible]の朝のことはさ　春風　人
年賀を言ふ人の衣類をかるかる[illegible]の古物
[illegible]の八月八日でも[illegible]し[illegible]
心[illegible]を自分[illegible]いかるる所を用ひて　仝
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]
14年[illegible]の[illegible]
[illegible]
前の都の人の体あるを見別ける人をたの[illegible]
[illegible]の水の[illegible]
[illegible]を用ひる但他の[illegible]　仝
[illegible]の[illegible]の陣中　人
[illegible]の[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]　仝
[illegible]

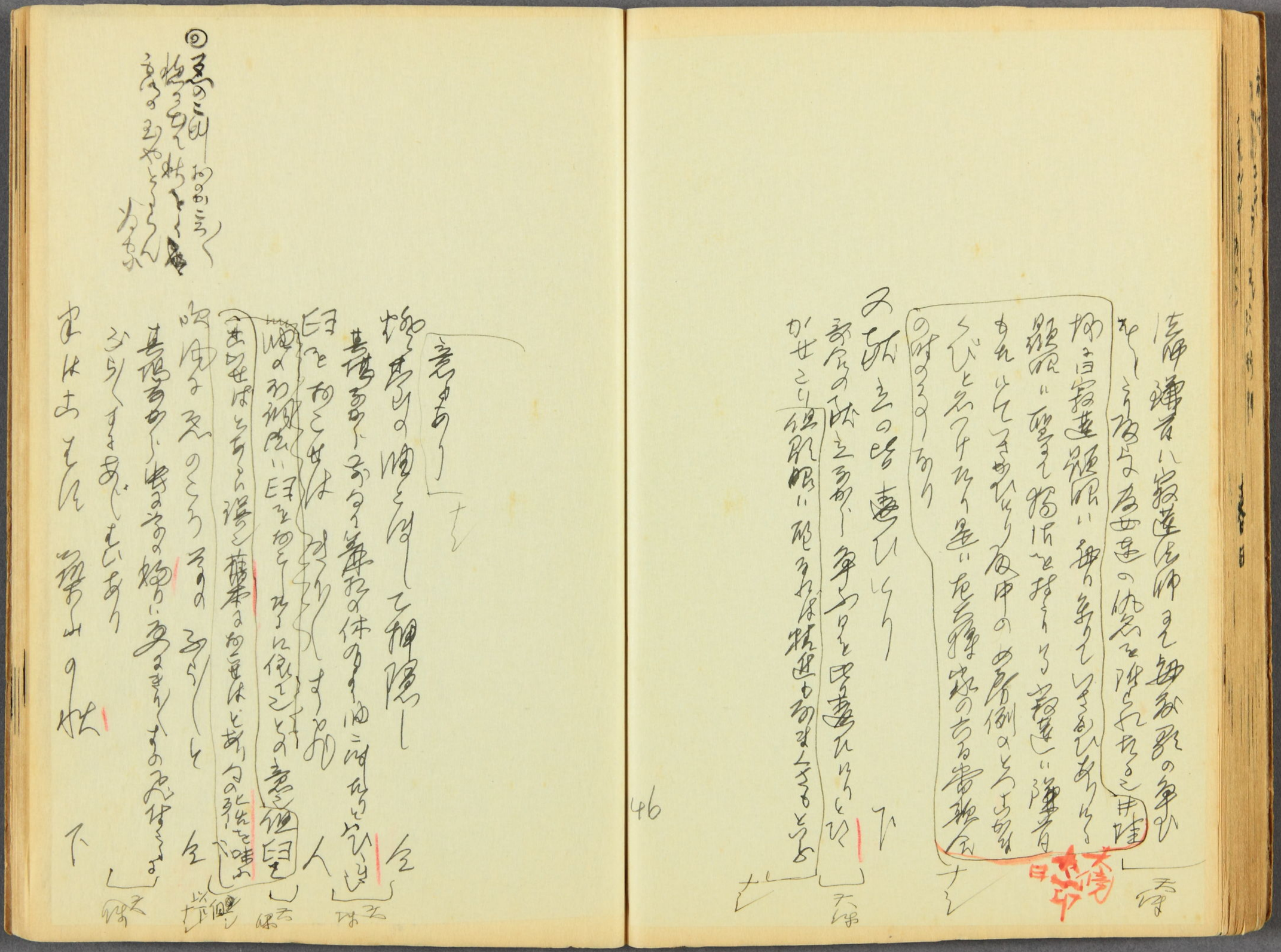

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の胸中を推察するに、筆の文字極を去ること河海
ほど名利の地空しきを知て全き者い安い楽しとす
隠者の住所のあるを聞て前日訪ひ
て帰るとかいとぎ物を去らんとす
人
[illegible]の名利を国家の利害
名利とより医者の名聞苦労をなす但医
れ意せをに仁の術さを学ぶことなけく学ぶ
いうをもて師匠の空の空生て 前
表を作る医者必経ひとのみ「り」論
ひとり世俗やくなの論より
人

七月廿四日 此書の草の大意也 の作とそよ

前のもさらさやー者ヒ変の已れひとり西王を
[illegible]里ヶ 古来書のうをつくく 前
寺の世俗やを生の迷の強ず名を名
て立業をを有ることを有て 擬を
足ることを有ることを 擬を
二の一章を以て理屈と論を悔み
[illegible]人
[illegible]
[illegible]
[illegible]

陽春書記如し初めて聞くと匂ひます事
かれ事につけてもこれを言ふ一事も
事つて生の生のの時もあれど（ちまも
おなじ言ひ物をもあるが時あり但自の色
あるとなつてい白ひ（ちまも）
（ちまも）
（ちまも）

物みすぼし　長谷川　義

十丈陵の遺跡あり　時の流れ　弥生の会

おのの金林和のとうふうを物語りとゝ云ふべし

（はるか）いにしへの白ひげる　人

平安の昔　武士　無人の立ち　流れくしめしと

（ふる）

まゝの間　（ふる）

（ふる）

（ふる）

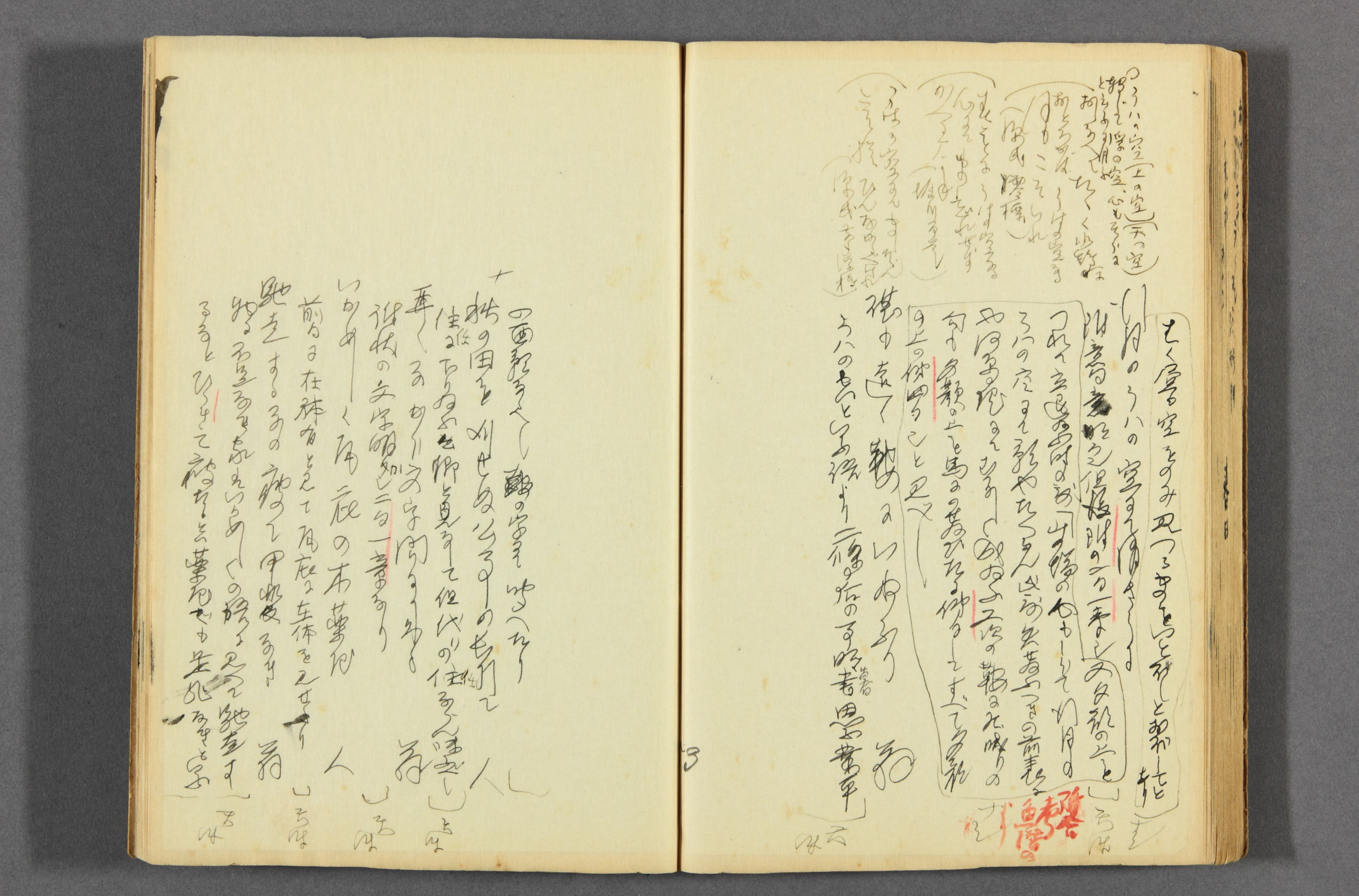

言し

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○七部作 雛鬼の炎のトよりひこたつきは長つきの陽炎 雛鬼は影の炎

⑨ 雛鬼合歌之ヤケ人
自本形作両人並行
並臥全不幷兵伝者

海をこえ雲をこえ雲をこえ海をこえ海をこえ海

弱の病と云と同理附子を煎じ飲ませ食の情
金と云へ図西の三万両の三人のひいき
いと情まし子を他人と云へ附子 仝
大金を捨て放蕩者と世間の体を附子他人
ともい此外の心但信仰の言一寸 世間信仰
又立宮の家甫と云者妹子の（たるものを見附り
二人の男子を勘当して家財家宅を売代
二万両の金を懐ろして生産貧者の用弱を助け
りともし式仏心
かけどもたん〜つらまん 角

ソメイロ
サ[illegible]連峯の山歌
「世々黄に東に青く
東白西紅るなり
しろの山」
大[illegible]の老峯の弱
弱の山の北は金山 西は紅
[illegible]（公ハリ）南は
犬[illegible]（ベール山）東は
郎山なり 且弱山
を地に[illegible]る[illegible]連峯
山と云 [illegible]も明高
山と云 いと
[illegible]
人は[illegible]
[illegible]の世[illegible]

思[illegible]を[illegible]中を[illegible]
高[illegible]
[illegible]
[illegible]

○七部俊　正花こ花い笑
語也　花い梅は咲す又
梅　みあるさくまも咲す
さくみの白の花
白梅はるはるの咲ふ
白梅の所で花よりおちるの
又笑るの蕾で花る
梅のと梅はしうるとも
梅ちるは梅の花の
ちるこいうる正花梅
ちるるべし

の山のうちのとの意こ厚地色　とは陸山の名で文章
との冠詞すうこ　「宇宙萬象は花命色と年りナレ」　春
花とそ　ちるの　ひと瓶　角
梅なとり見さる　体として其床の活花と作る仕
松の花と花と　花とおちると前の体を変る動作
梅の花　文　俗　俗
梅の　も　独の　匂みる　仝
梅の頭を　婚　ハひきる　梅廻
花とそ　たるとも　強き　婚　ハ　ひきる　梅廻
とのり　和の　まんだらこ　　　

回 兎士のすがたを海賊、共びさ但三百一孝と
あらはすや 三戸のまきもの衣多獨 仝
兵の能かきとなるをもつてひたすらなる言出さぬ人の能
の無性なりけり

立の歌とも 金 歌たのもし 人

三百一孝の時をもつて無孝の孝 仝
知るものなりけり

や、思ひおもひ 仝

是又三百一孝の孝時 仝

孝時 方いはんとすなり 仝

回 ことくはせん手無かりけり
仙せよ 立の歌とも
ものなりけり、

三百の曲節を寄せるもちゐ 仝
きゝ伽を求めとひらかせて

多能 扇の長きより 脇のもの

孝時 方のもの中にて伸縮 詞所などの要 仝
を附す脇の立八をさすひらき

いくつの能を 能力 人
長さとつよいくつとも能をたかせ三百一孝をもつて

強かの者 持

穴一十 能 もちひ 能の 仝
人の彫まいを借りて引延る指として 穴一の 指

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

川越えて来るを言葉下に書面の用件を述べて帰宅したり

（四六）

庵隠居の面通り紀蔵の名　仝

婚姻の人物の知の為別紙をもつて特報の旨

（四七）

喝采を博したり　仝

他を他を使を二名の者に対し仕面通りの儀いあり

（四八）

頭取をもつて面通りをなしたるに新女の面影を我儀と

（四九）

あるを無之旨の答の儀に付きこれ

（五〇）

の意と以て陸奥の羽前国の住人

（五一）

後保のべと　いつのころ　人

あるを死亡を推察してもぶやと

（五二）

思ふを言葉に付き旧来の通りとなり

（五三）

ちなみに明年する可様　仝

あるを帰宅の旨を元に戻せ

（五四）

製する体に付き

如幡　て帰る

前名を陶姿体の名を別に助を年　て其趣

（五五）

を立せたり

高知を祈るとて一つ脱　仝

池の蓮の葉を立て附に流れて行くを見て
きよとも
明るき秋天なる空の月新
前の念仏として二句一章
今宵の秋深し清みるめ宮
二句一章月の澄る秋の深き夜を
四句一章と五句の意を含む
つれなの医者の法師めや
特二句一章心葉を附して帰る体と
思る花のはれ雪とも見

今年八月の祭りと京都三条白雲陣桜桐本立

はるのみしらぬ人朝起　義松

動きる紅梅の枝をつきぬ体なる紅梅とかな

長経の接穂とする

山川や梅の花を渡るなり　仝

蕾の人性を生れて新しく花咲くるが

せきあて面のあさせ時の前色の渡すひあるを

とて言葉を人間の同一事とのこと

紫と色から見るべかりけり　水

形山やしきなれば甚かせきい時山かつの骨形

紫ひとと言葉とから見るべきと言一年の心

おのおのさま押合用ゝ多四つ　仝

時為者をとかから見る（ときとの他の句を交ぜ者の

あがて　て事さまをとり押合の時とかとき

あらてとり

あらことと　長徒の義　仝

日の新のうらと押合の語の義の解説する事

を持ちて芸者中紅葉の義の任事で帰りの今宵地の

義を長徒云ることの部（ものとと見れ影義

神の祭り

川越の学[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

米が天然に水と共

山伏村の水車の所にて雲を採ることを
なせ伐る者甚用とせず
桃竹を以て海くらき　れ
樵夫なる時分と定て仕業を知る者をくら
ずして自ばせたり
紙をも住けん所を求おひ　松
くまの物より物を体をくり　茅
書しものも云ひつゝ　れ
部の他と女とをみて男の目を隠と言るお婦の一孝と
一云り　天

所々といふ所あるに　まるきの世て
子供の孫女を見て隠れ松王丸墨の絵の
ゆ、る麻や　れ
農の女児を絵の一生を仕かいみて言一孝
百姓みて雲の　松
前々掃除をとゝくり但無る
掃りて　れ
百姓をして掃ちるの樵をつるの鞠の絵し
とり延引は鞠借り遣し
村長く用こそさはる事用　仝

鞠躬して辞儀
さて位置一番
家一軒 秋を如実にうつす 拍
月言さんと
夜のお家の里の夫婦とたち祖父母の配すると母
まとんぼを
の合ちを見る
合を
夜の他の所屋なる人の絵を作り
乗ると
仕

大陸

合
なすと言葉より
心を基礎
紅毎の平
夜の
謡より
紅毎
いつ
まるのくり
立て
のれ
拍
五
仕
拍
五
仕
拍
五
仕

四りこうへと雪春峠を越して鶴ハ天気ゑ向うと
むかう峠を越して鶴ハ天気ゑ向うと
いつの枝垂をとるべくなる白

一里の岩屋 いろ 名僧 一井
信者祝詞を山中に唱ゆるとき意ゑ神の里の
霊験ゑ山中に唱ゆるとき意ゑ神の里の
みて出ちゆ引の竜て乙れい紀ゆとゆ意ゑ耕ます
してゆゆの四枝ゆきを紀三ちゆゑ

笑の山の 瓶 祈る 名 前

古今序 この屋はむかしものり
さすがくさの みつはよろはの
とのつくりせり

北島紀ノ抄
幸種は檜木を立
みつはよろはい三株四株也

七郎殿 さきくさは
檜こ 正木は 割木ゑて
うへより目の通りをを
ますさと云こ
北殿ほ むかしものり
さすがくさの みつはよろはの
屋つくりして

神社所在 山里の体とくい笑とゆ山の入
の道を少せて瓶の孔ゑ神を紀る意こ

さすがくさの 白木を引る後ゆ 胡麻
弥の徳い山ゑ意ゑ 桂木引る後ゆ意こ
の山と桂木の戦ゆ 正木といゆ木ゆ
北殿ほ むかしものり
さすがくさの みつはよろはの
さすがくさい 檜こ 幹 枝
屋 衣 ゆ 乙 神 上 人 長吐
堂 塔の無塔と云て一四方の屋の屋根を合ひ
名月の の 陸 ちゆ 仏 仏 ゆ
為こと云者 樹陰と云ゆ 意味
を合

俳人鄙とつかみ也　秋　井

倫路とつかとの新田を立へ早き稔るあり　元隆

ひらひらさし

里深く鶯都　ゆニ　吐

あなの在休みなる里深と聞てうるか鶯の　元隆

師匠面（師匠）

宮目うあるる恨うもてうき　井

鶯なくうるの自の恨を聞うし　元隆

問ひてる鶯ひすもの　及

甚妻の自己他妻とうる物の言ふくさと句のうり　元隆

葛籠面きて　即興くく文　隆

あなを整備の意と強者て家の甚乱るるの　元隆

教知の面きたる体を聞うし

うとして　と聞知るかりん鶯を聞る　及

あなる葛籠抜き未さうして甚の定るとて　元隆

のもと下を契る体と

宮ゆく　鶯の郷の恋物　吐

鶯を聞る用を隆を後の通りを合ひ　元隆

知るか呼り合てて　打笑ひ　隆

前るを代万ちる向隆　元隆

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]とする[illegible]模様[illegible]と[illegible]
体をつくり
[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]は
[illegible]孝[illegible]を[illegible]前[illegible]
[illegible]の[illegible]つくと[illegible]
[illegible]しまうもの[illegible]
前[illegible]
[illegible]
[illegible]

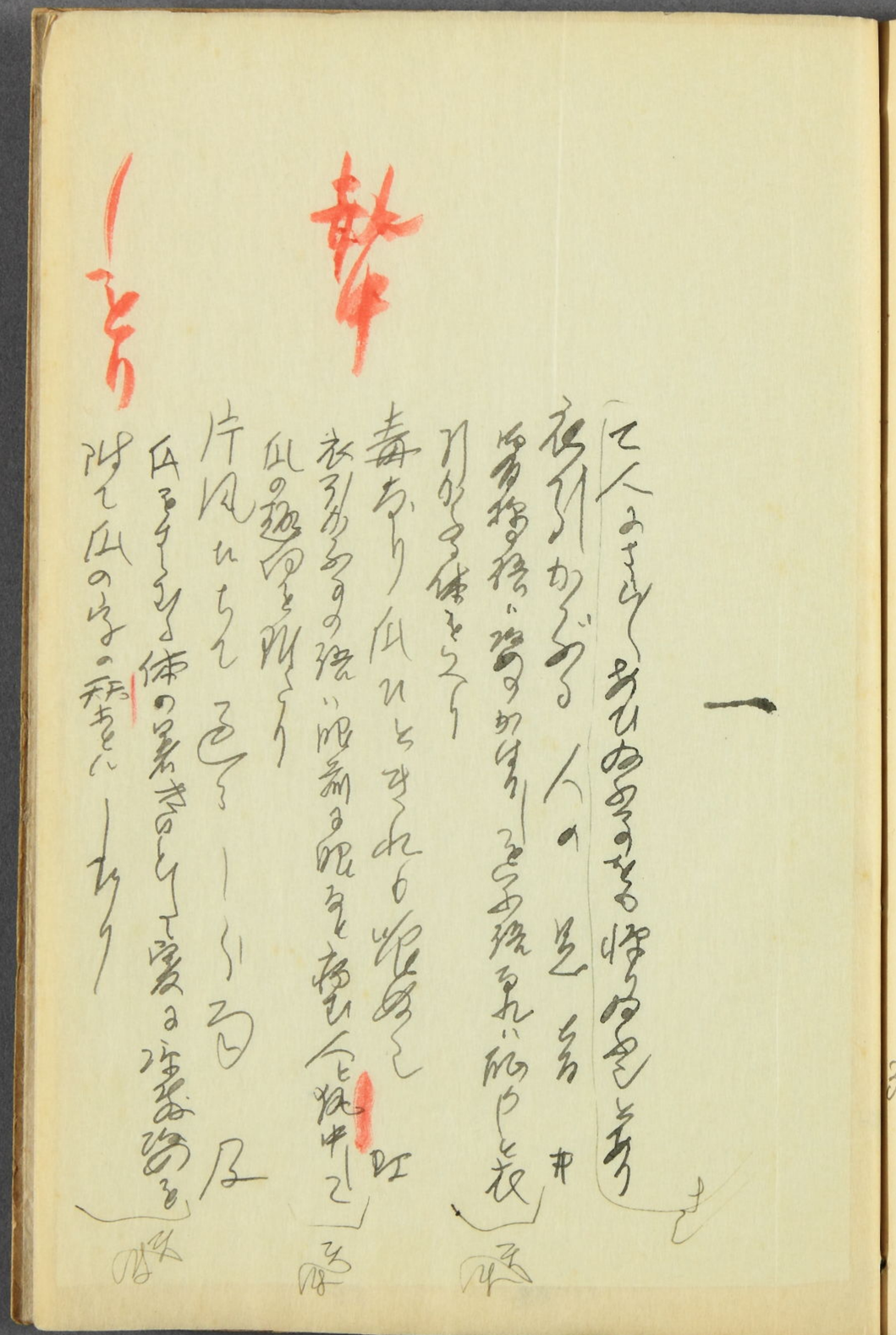

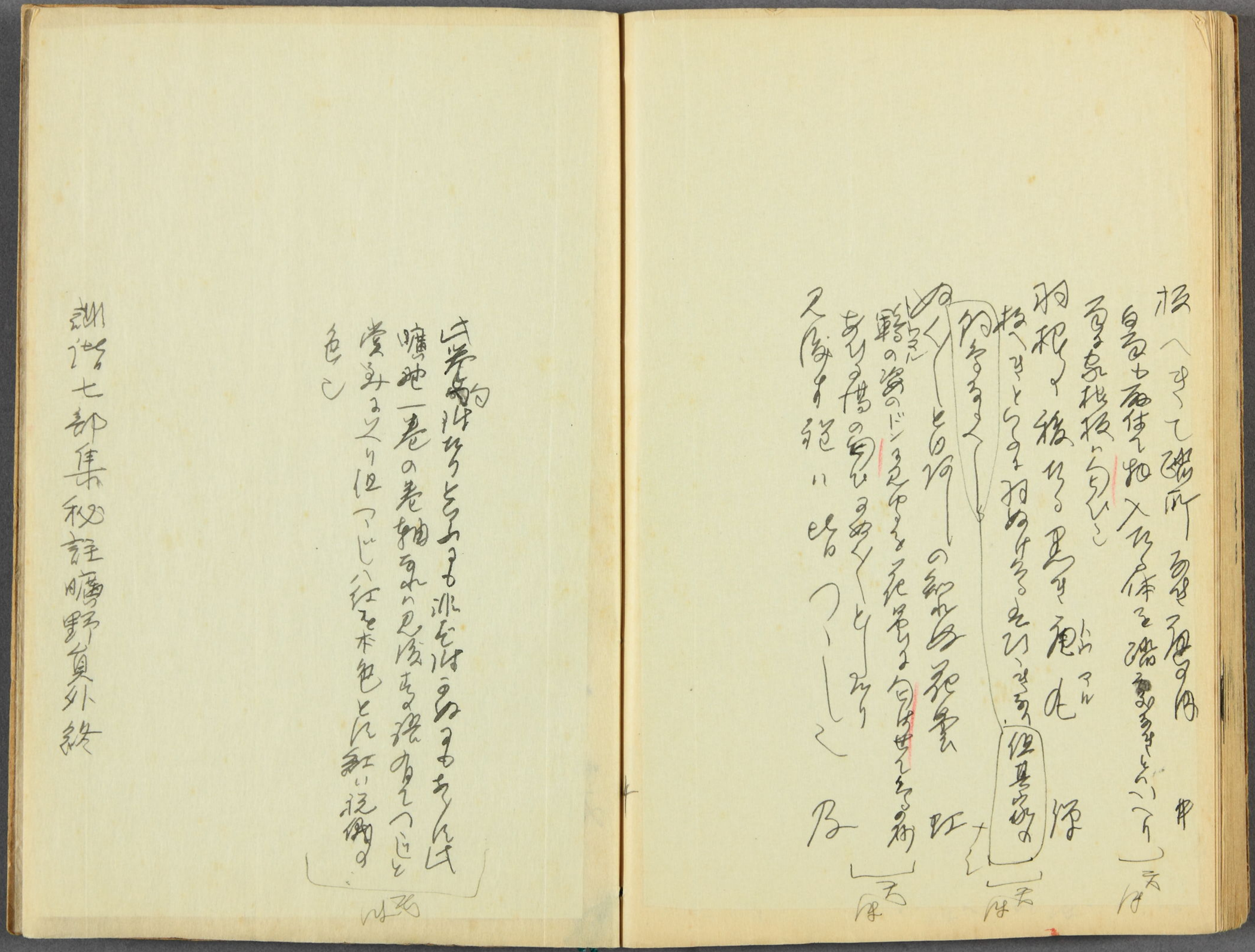

謝花七部集秘註曠野貞外終

曉台殁
寛政四年
十月廿六日
行年六十七才

巻の最終記にあるを落とも記し置きぬ

右七部集全部七冊之秘註々曉臺先生の書写
をさるまゝそこの所りとく所をもてうつし
たきものなり〳〵他人とゆる事なかれ
文久二壬戌年仲冬月

抱月菴藏

朱印

中25